

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第100号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には<u>100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には<u>100分の132.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の75</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>
2	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の122.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の132.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の120</u>、12月に支給する場合には<u>100分の135</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の75</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の77.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成25年4月1日から施行する。